

入所決定の流れ

入所申込

要介護3～5の方

要介護1・2の方

次のいずれかに該当し、在宅生活が困難な状態である場合

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による虐待があるもしくは虐待の可能性があり、在宅サービス等を利用して生活環境の改善の見込みが立たないこと。
- ④ 単身世帯であるもしくは同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援サービスが十分に提供されないこと。

特例入所対象者

保険者市町村の
意見

優先基準に基づく入所選考

※介護の必要の程度や介護者の状況等を勘案し、各施設の入所検討委員会において、入所者を決定します（従前と同様）

入所決定